

# 織物消費税納税システムの構築と交付金制度

鈴木 芳 行

〔 税 務 大 学 校 〕

〔 租 税 史 料 館 研 究 調 査 員 〕

## 目 次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| はじめに .....           | 161 |
| 1 民間納税施設の成立 .....    | 164 |
| 2 織物課税標準価格の導入 .....  | 170 |
| 3 納税事務補助と交付金制度 ..... | 177 |
| まとめ .....            | 187 |

## はじめに

日露戦争は明治三十七年（一九〇四）二月、日本海軍の仁川・旅順作戦にはじまり、約一年半後の三十八年九月、米国においてポーツマス条約が締結され終局を迎えた。

第一次の非常特別税法は、開戦直後の明治三十七年三月三十一日に公布され、即日施行された。同法の目的が戦時財政の財源確保にあったことはいうまでもない。

第一次非常特別税法は、既設税目の税率引上げと新税の創設という二本立てによる増税に特色がある。税率引上げの対象税目には地租、営業税、所得税、酒税、砂糖消費税、醤油税、登録税、取引所税、狩猟免許税、鉱区税、各種輸入税と十一あり、新設税目には石油消費税と毛織物消費税があった。この毛織物消費税が織物消費税の端緒となる。

第二次の非常特別税法は、明治三十八年十二月三十一日に公布された。同法では、第一次非常特別税法の十一税目に売葉営業税と印紙税を加えた十三税目の税率を引上げ、さらに小切手印紙税、砂金採取地稅、通行税、繭と米・籾輸入税を新設した。また毛織物消費税の課税範囲を織物一般に拡大、織物消費税と改称し、翌三十八年二月一日から実施した。

非常特別税は平和回復後の翌年末日限りで廃止される約定になっていたが、終戦後の帝国議会で、戦後経営を遂行する不可欠な財源として当分の間継続と変更になり、さらに非常特別税を含む一般税制の整理を意図に開会された明治三十九年税法審査委員会、四十年税法整理案審査会の検討を経て、織物消費税の恒久的な継続が決定、四十三年三月二十五日に織物消費税法が制定され、独立の税目となった。

織物消費税は第二次世界大戦後、シャウブ勸告を受けた税制改正により昭和二十五年（一九五〇）一月一日に廃止されたが、それまで四十五年間にわたり実施され続けたのである。

さて織物消費税が導入された時期、課税の対象となる織物種類には毛織物の外に絹織物、綿織物、絹綿交織物、麻織物、各種交織物、雑織物など多様にあり、しかも製織される個々の製品には極めて多くの種類があった。また在来織物産地には関東地方だけでも足利、真岡、佐野、桐生、伊勢崎、高崎、蕨、浦和、川越、所沢、越生、秩父、飯能、八王子、青梅、村山、都留、甲府など多数あって各地に散在し、一方東京方面では鐘淵紡績株式会社、東京紡績株式会社、富士瓦斯紡績株式会社、東京毛織株式会社など近代的機械制紡績工場や毛織物工場による多様な製品の大量生産があり、さらに東京の市街地などには群小の機業家によるモスリンやセルなど毛織物の小製造が存在した<sup>(1)</sup>。

織物消費税は、織物製造場などから移出される際の引取価格を課税価格とする。しかし織物が取引される場所には製造場などに加えて、市場、仲買商店舗、呉服問屋、織物同業組合など種々あり、また市場内部でも仲買人などによる取引が数多くあった。さらに製造者にも元機・下機関係における下織などの小製造者も多数散在しかつ取引があり、取引慣行や形態も種類が多く複雑を極めていた。これらを一いち納税者とし、一いちの織物について課税事務を執り行うことは、課税の公平、統一的な執行、税務官吏の配置、事務処理能力、徴税費など諸種の面から事実上不可能であることは指摘するまでもないであろう。

多様多種で広汎な存在形態にありかつ税務当局による課税事務にも課題が山積していると予想された織物諸事情を前提に置いて、織物消費税納税システムの四大特色と位置づけられる民間納税施設、課税標準価格、納税事務補助、交付金制度などについて、成立背景や事情などを明らかにするところに、本稿の目的がある。

本稿で考察に用いた主な史料は、租税史料館が保存する例規である。例規は大蔵省や税務監督局など税務署の上部機関が発給する訓令、内訓、達、指令など、税務署が発給する上申、伺など、あるいは税務署間における照会など各種書類の総称であり、税務署の各種事務を細部にわたり規定する行政文書である。一般的に、上部機関あるいは他の税務署が発給する書類は本文が、税務署自体の発給書類は写などが、ともに発給年月日の順番に編綴され簿冊の体裁に整え

られ、例規録・例規綴などの名称を付せられて税務署に備え置かれ、税務署職員による税務執行上の根幹資料として重要な役割を果たしたのである。

租税史料館が多数保存しかつ本稿が利用する例規は、税務署などから移管されたものだが、これら税務署は総て現在の東京国税局と関東信越国税局の管轄に含まれる。したがって本考察の対象地域も、両局が管轄する関東地方が中心となる。

- 
- (1) 当該時期の織物の諸事情については、当面、揖西光速編『現代日本産業発達史』XI繊維 上(1964年刊)、日本織物新聞社編『大日本織物二千六百年史』(1940年刊)、大蔵省編『明治大正財政史』第七巻 内国税(下)(1957年刊)などを参照した。

# 1 民間納税施設の成立

第二次非常特別税法の第七条には<sup>(2)</sup>、

毛織物ノ消費税ハ製造場、税関又ハ保税倉庫ヨリ毛織物ヲ引取ルトキ、  
引取人之ヲ納付スヘシ

毛織物以外ノ織物ノ消費税ハ製造場、税関又ハ保税倉庫ヨリ織物ヲ移  
出スル前、之ニ相当印紙ヲ貼用シ税金ノ納付ニ代フヘシ、但シ移出前  
織物ノ価格ニ依リ之ニ相当スル税金ヲ納付シ、織物ニ税金納付済ノ証  
印ヲ受ケタルトキハ印紙ヲ貼用スルコトヲ要セス

とあり、織物消費税は製造場、税関または保税倉庫を納税場所とし、同所より移出される際の引取価格を課税価格としかつ織物の引取人が納税すると、大綱を定めたが、納税施設・課税価格・納税者の内実については何ら具体的な言及がない。

第二次非常特別税法の成立に先立ち、明治三十七年十二月十日に東京税務監督局は二十三項目にわたる織物消費税施行前の準備施策を示し、各税務署に遂行を厳達した<sup>(3)</sup>。準備施策の前文では、

織物消費税ニ関スル法律ハ別ニ内示セル如ク、多分来ル明治三十八年  
一月一日發布、同日直ニ施行セラルヘキ趣ニ候処、民間ニ於テハ徵税  
ノ方法煩細ニ涉リ、或ハ該産業ノ発達ヲ阻礙スルノ結果ヲ生センコト  
ヲ憂慮スルモノアルノ際ニ付、税務当局ニ於テハ予メ之カ施行上ノ準  
備ヲ整へ、税法実施ノ際直ニ活動スルニ支障ナキヲ期スヘキハ勿論、  
税法施行上官民相互ノ便利ヲ図ル為メ諸種ノ方案ヲ立テ、左程煩苛ナ  
ラサルノ実ヲ示シ、円満ニ徵税ノ目的ヲ達スルコトヲ期スルハ此際最  
モ緊要ノ事

と強調した。準備施策で最重要視する要点が、「税法施行上官民相互ノ便利ヲ図ル」にあったことはいうまでもないであろう。

施行準備を促した厳達では、市場、工場、小製造者などにおける課税の取

扱を定めたが、市場、工場などにおける納税手続については次のように指示した。

(市場)

市場ニ於テ織物ノ取引行ハル、場合ハ便宜市場ニ管理人ヲ設ケシメ、之ヲシテ共同引取人トシ、市場閉鎖後管理人ヲシテ引取、申告ヲ為サシメ、一括徴税ノ手続ヲナスコト(第一項 - 筆者記)

前項行ハレ難キ場合ハ買継商ノ店舗ニ於テ買継商ヨリ徴税スルコト(第二項)

(織物工場・呉服問屋など)

工場組織ニシテ其製品ヲ直接東京辺ノ問屋又ハ呉服商等ニ売込ムモノニアリテハ必スシモ前各項ニ依ルヲ要セス、工場主ヲ自己引取人トシテ徴税スルカ、又ハ事実ノ引取人ヲ以テ引取人トスルカ、彼我ノ便宜ニ従ヒ徴税スルコト、但シ大工場ノ製品ト雖トモ一旦地方買継人ノ手ニ渡ルモノハ取扱ノ統一ヲ期スル為メ、可成前各項ノ取扱ニ依ルヲ便宜トス(第四項)

前項ノ場合ニ於テ現品ヲ問屋ニ送付スルモ価格未タ定マラスシテ引取完結セサルトキハ、問屋ノ倉庫ヲ以テ蔵置場ト看做シテ徴税ヲ猶予シ、事実価格決定シ引取完結シタルトキヲ以テ引取ト看做スモ妨ケナキコト(第五項)

納税場所として市場、仲買商人の店舗、工場、問屋倉庫などを想定し、市場では指定された市場管理人、仲買商人の店舗では仲買商人が納税にかかわり、工場では工場主、呉服倉庫では呉服問屋あるいは事実上の引取人が納税にかかわると要約される。すなわち税務署管内において比較的納税者が捕捉しやすい店舗・工場・呉服問屋などでは当事者が、一方納税者が多数で捕捉しにくい市場では納税者の代表を指定し納税事務に従事させるとしたのである。

廠達ではさらに市場と同様に納税者が多数で捕捉しにくい小製造者の納税手続について、次のような取扱を指示した。

（小製造者）

小製造者点在セル地方ニ於テハ各町村、数町村又ハ町村内ノ部落毎ニ製造者ノ共同組合ヲ設立セシメ、産業上ノ改良発達ヲ企画スルノ機關タラシムルト同時ニ、該組合ヲ共同蔵置場トシテ其組合員タル各製造者ノ製造セル織物ヲ取纏メテ市場又ハ買継商ニ送付セシメ、以テ製造者各自ニ市場又ハ買継商ニ持来スノ煩勞ト、買廻仲買人（仲買又ハセリト称シ各製造者ニ就キ織物ヲ買廻ル仲買人）ニ売渡スノ不利益ヲ救フト同時ニ、官民相互ニ徵稅上ノ便宜ヲ計ルコト、但シ共同組合トシテ成立シ難キトキハ、単ニ共同蔵置場ノミヲ設ケシムルモ可ナリ（第七項）

前項ノ組合又ハ共同蔵置場ヨリ市場又ハ買継商ニ送付セスシテ直チニ需要者ニ売渡ス等ノ必要アル場合ハ、一定ノ期日ニ於テ組合又ハ蔵置場管理人ヲ以テ引取人トシテ徵稅ノ取扱ヲナスコト、此場合ニ於テハ予メ担保ヲ提供セシムルコト相互ノ便宜ナルヘシ（第八項）

これは税務署管内の各地に散在している小製造者を懲憑して、町村あるいは数ヶ町村または町村内の部落などに共同組合を設けさせ、共同組合を共同蔵置場に指定し組合員の織物を同場に集め、組合あるいは蔵置場管理人をして納税事務に従事させ、一定の期日に納税させると要約される。

すなわち共同組合という地域の一定の場所に織物を集め、共同組合に織物消費税を一括納税させることにより、小製造者個々の納税にまつわる煩勞と課税当局の徵稅上に占める煩勞と両様を縮減できるわけで、まさに「税法施行上官民相互ノ便利ヲ図ル」要点に沿った施策と位置づけられる。

（織物同業組合）

政府は日清戦争後の国内産業奨励策として、明治三十年に重要輸出品同業組合法を制定し、地域同業者の強制加入と製品検査を義務づけ、従前の府県規則による準則組合法を強化した。さらに三十三年、重要輸出品同業組合法を廃止して重要物産同業組合法に改めた。前者は適用を重要な輸出品に限定したが、後者は産業全般に拡大したところに特色がある。重要輸出品同業組



合法により設けられた織物同業組合では輸出織物について、また重要物産同業組合法による織物同業組合では輸出用・国内用を問わず、組合が取扱う織物の品質や体裁の統一を図るため組合事務所などに独自の製品検査所を併設し、組合員の織物を同所に集め、検査人による製品検査を実施した後に出荷するシステムを採用したのである<sup>(4)</sup>。

織物同業組合では地域に散在する織物を組合事務所など一定の場所に集めた後に取引を行うわけで、地域に散在する織物を一定の場所に集めるといふ共同組合方式と半ば同様なシステムである。したがって税務当局が重視した共同組合方式は、織物同業組合システムの模倣的な導入と指摘することができよう。

非常特別税法では製造者の自用に供する織物と、輸出織物あるいは輸出用に製織した織物は織物消費税を非課税とした。税務署では、輸出織物などに関し課税品・非課税品の峻別などの査定事務があった。査定は織物同業組合の製品検査にあわせた執行が図られたが、同時に織物同業組合に対し集められた織物を対象にした納税手続の遂行も慫慂されたのである<sup>(5)</sup>。

外国輸出ノ織物ニ付テハ同業組合ノ検査所等ヲ利用シ、検査ノ際税法上ノ手続ヲ兼行ハシムル等、総テ便宜ノ方法ヲ講スルヲ要ス

これら市場、小製造場、織物同業組合などの納税手続に共通に見られるのは、地域的に多数散在し取引される織物を一定の場所に集約し、一定の場所の代表者が多数の納税者に代って納税手続を一括行うという点である。これは織物を集める一定の場所が、織物消費税納税システムの中では納税施設として位置づけられることを意味し、一定の場所の納税施設化と指摘することができよう。

納税施設化については、織物消費税施行一ヶ月後の三十八年三月一日に行われた東京税務監督局長の内訓に、「徴税上ノ便宜」のためとした採用理由が如実に示されている<sup>(6)</sup>。

織物消費税徴収ニ付織物市場、買継商ノ倉庫、又ハ各村落ニ貯蔵場ヲ設ケシムルハ、可成織物ヲ少数ノ場所ニ集合セシメテ其ノ散逸ヲ防ク

ト同時ニ、徵税ノ上ノ便宜ヲ謀リ円満ニ本税ヲ施行セムトスルノ趣旨ニ外ナラス、要スルニ徵税ノ場所ハ当業者ニ甚シキ不便ヲ与ヘサル限り、可成少数ノ場所ニ限ルコト徵税上便宜トスルハ勿論ノ義ニ有之、從テ在来ノ市場又ハ買継商ノ店舗ニ織物ヲ移出スル習慣アル地方ニ於テハ可成此ノ習慣ニ從ヒ、此等ノ市場又ハ買継商ノ倉庫ヲ貯蔵場トシテ織物ヲ集合セシムルト同時ニ、徵税ノ手續ヲ為スハ最モ簡便ノ方法ナリト雖トモ、此等ノ習慣ナキ地方若ハ特別ノ事情アル場所ニハ己ムヲ得サルヲ以テ、当業者ノ便宜ノ為メ各村落ニ貯蔵場ヲ設ケ納税ヲ為サシムル義ニ有之、然レトモ各村落ニ於テ徵税スルガ如キハ頗ル人員ト經費ヲ要シ、稅務施行上不便ノ点少ナカラサルヲ以テ、可成徵税ノ場所ハ少数ノ場所ニ限ルヲ必要トス、然ルニ在来ノ市場ニ貯蔵場ヲ設ケ徵税ヲ為スノ便宜アルニ拘ラス、更ニ各村落ニ貯蔵場ノ設置ヲ勧誘スル向アルヤニ相聞ヘ候処、此ノ為メ将来徒ラニ人員ト經費トヲ要スルニ至リテハ甚タ不得策ニ付、能ク貯蔵場設置ノ趣旨ニ留意シ適切ノ施設ヲ為スヲ要ス

民間納税施設の名称については、非常特別税法でも織物消費税法でも「共同貯蔵場」「共同蔵置場」などと呼称し、大正三年（一九一四）に改正された間税事務規程では、「納税場所」「納税所」などと呼称した。大正八年の間税事務規程の改正では「織物集合査定場」とし、以降昭和二十五年織物消費税の廃止まで同名で呼ばれることが多かった。しかしこれらは税務行政上の用語であり、織物組合など民間ではこれらを指して、「織物納税所」と呼称する場面が多かったのである。

- 
- (2) 明治三十八年『法令全書』。以下引用史料中の読点は筆者による。
- (3) 明治三十七年十二月十日訓乙第六五七号「織物消費税施行方二付支障ナキ様準備ノ件」(『例規録』昭56東京2194-0000)。
- (4) 織物同業組合の成立事情、製品検査などは、当面、八王子織物工業組合編『八王子織物工業組合百年史』(2000年刊)を参照した。
- (5) 明治三十八年一月二十五日臨第一四〇号「非常特別税法施行上左ノ通心得ヘシ」第七条(『例規通達』昭52東京0069-0000)。

- 
- ( 6 ) 明治三十八年三月一日訓乙第一三一号「貯蔵場ノ設置ニ付テハ人員ト経費トヲ要スルニヨリ留意シテ適切ノ施設トナスヲ要スノ件」( 昭 5 6 東京 2 1 9 4 - 0 0 0 0 )

## 2 織物課税標準価格の導入

織物消費税の課税指標となる課税標準価格は、明治三十八年二月一日の織物消費税施行直後から導入が本格化した。

同年二月二十三日、東京税務監督局では織物課税標準額の調査上必要として、各税務署に対し半ヶ月毎の管内織物の製品名と単位、平均価格を当分の間上申させることにし、二月一日から同十五日にいたる織物消費税施行直後の半ヶ月分については、特に至急申報するよう厳達した<sup>(7)</sup>。

厳達の目的は課税標準価格を算出する参考資料として、局管内の織物について製品名と取引価格、取引量、平均価格などを税務署別に継続的に知悉することにあった。また施行後半ヶ月分の入手を特に急いだのは、局管内の織物課税標準価格を急いで設定するために、税務署別の織物製品名、平均価格などの基礎材料が至急必要であったからと考えられる。

非常特別税法では織物消費税は移出前の引取価格を課税価格とし、同価格の一角を消費税額と定めた。しかし取引は多数の場所で時間を違えて行われるため価格の変動が常であり、これらをそのまま課税価格とするわけにはいかない。いうまでもなく課税価格が変動すれば課税額も常に異なり、税務署管内で時間と場所により課税の不公平が生じ易くなるからである。課税の公平を確保するためには、税務署が評定する課税価格が是非とも必要であった。

税務署により評定される課税価格は、市場などの売買価格と生産実費あるいは納税者による申告価格などを参考にして算出される。東京税務監督局は課税標準価格設定用材料の入手を急いだ後の三月九日、各税務署管内で実施されている課税価格が低価格に設定される傾向が見受けられるとして、税務署長に対し課税価格の適確な掌握と、低廉な傾向にある申告価格の引き上げなどを次のように強く指示した<sup>(8)</sup>。

毛織物以外ノ織物ノ価格ヲ定ムヘキ方法ニ付テハ、法令上何等規定ス

ル処ナシト雖トモ、該価格ヲ定ムルニ付テハ實際ノ売買取引価格ニ依ルカ、又評定価格ニ依ル場合ハ当時ノ取引価格及ヒ生産費等ヲ参照シ、最モ適実ニ之ヲ定ムヘキハ勿論ニシテ、各署ニ於テモ此ノ趣旨ニ基キ適切ニ実行シツ、アルコト、信スルモ、世間往々織物税ニ就テハ既製品課税方法ニ付便宜ノ方法ヲ採リタルガ為メ、延テ新タニ製造スル織物課税ノ方法ヲ誤リ、或ハ徵税方法ニ付大ニ当業者ノ便宜ヲ図リタルニ馴レ、故ラニ其ノ課税価格ヲ低廉ニ見積リ、甚シキハ当業者ガ他稅務署ノ査定価格低廉ナリトノ口述ニ瞞着セラレ、不適当ノ申告価格ヲ是認スルモノアリト言説スル者アル趣ナリ、元來本稅徵収ノ目的ハ戦費ヲ補充スルニアルヲ以テ、此ノ時局ニ際シ厘錢ノ價格ヲ争フガ如キハ元ヨリ之ヲ避ケサルヘカラスト雖モ、将来若シ当業者ガ故ラニ價格ヲ低廉ニシテ申告シ、稅務署ニ於テモ妄リニ之レヲ是認スルガ如キ弊ヲ生スルニ至ラハ終ニ底止スルトコロナキニ至リ、本稅施行上容易ナラサル儀ニ付、稅務署ニ於テハ常ニ市場ノ取引價格及織物ノ實質其ノ生産費等ヲ調査シテ價格決定ノ腹案トシ、若シ申告價格ニシテ甚シク適実ヲ失スト認ムルトキハ、説諭ヲ加ヘテ之ヲ訂正セシムル等適宜ノ処置ヲ施シ、尚他ノ稅務署ト關係アル織物ニ付テハ篤ト協議ヲ遂ケ、若シ議合ハサルトキハ専門技手ノ鑑定ヲ求ムル等、常ニ課税價格ノ公平適実ヲ失ハザルコトニ留意スヘシ

超えて四月十九日、東京稅務監督局は「今ヤ織物税モ施行後既ニ数十日ヲ経過シ整理ノ時期ニ進ミタルヲ以テ」と、稅務署管内の課税價格が整理する段階になったとし、宇都宮稅務監督局と協定した課税標準價格を示して、稅務署管内の課税價格を課税標準價格にできるだけ平準化することを促した<sup>(9)</sup>。

東京稅務監督局と宇都宮稅務監督局との協定要項を示そう<sup>(10)</sup>。

#### 織物消費稅施行方協定要項

東京稅務監督局

宇都宮稅務監督局

一 兩局調査ノ市場價格ニ付評議シ、其ノ正當ト認ムル処ニ依リ標準

価格ヲ定ムルコト別表（織物価額表を指す一著者注）ノ如シ

- 二 前項評定ノ標準価格ヲ以テ課税価格トスルコト  
但シ實際査定ニ当リ、当業者ノ申告価格カ右課税価格ト凡ソー割迄位ノ差違アルヘシト認ムル場合ハ、市場価格等ヲ斟酌シ之ヲ是認スルモ妨ケナキコト
- 三 現在ノ課税価格カ前項ノ標準価格ニ対シ八割以下ニ在ルモノハ、四月中ニ八割迄ニ引上ケ、五月中ニ九割ニ引上ケ、漸次終局ノ標準価格迄ニ達セシムルコト、現在八割ヲ超ユル所ニ於テ五月中ニ九割ニ引上ケ、漸次終局迄ニ達スルヲ以テ目的トスルコト、但シ地方ノ状況ニ依リ前記ノ時期ニ拘ハラス一時ニ引上ケヲ為スハ勿論妨ケナキコト
- 四 前各項ノ市場価格及標準価格ハ税金ヲ含マス
- 五 市場価格ニ著シキ変動アリタルトキハ其時々通報シ、両局間更ニ協議ヲ為スコト

東京・宇都宮両局の協定内容は、織物価額表に示された課税標準価格を課税価格と定め、納税者の申告価格が課税標準価格の一割程度の範囲にある場合は申告価格を是認し、既済の税務署の課税価格が課税標準価格と比較して八割以下にある場合は四月中に八割、五月中に九割まで漸次的に引上げ、同じく八割以上にある場合は五月中に九割まで引上げ、両様とも終局的には課税標準価格にまで達することとし、かつ両局間における課税価格の調整を図ると整理される。

東京・宇都宮両局協定の課税標準価格にまで引上げる最終期日となった五月三十一日、東京税務監督局は前回の指示を修正して、急遽次のように各税務署に内訓した<sup>(11)</sup>。

毛織物以外ノ織物課税価格引上ノ義ニ付テハ数次及内訓候次第モ有之、着々進捗整理ヲ遂ケ既ニ査定価格ガ実価ノ八割ヲ下レルカ如キモノ無之義ト信スルモ、若シ未タ其運ニ至ラサル向アラハ其事由及其ノ程度ニ進メ得ヘキ時期ヲ本局ニ申報スヘシ、尚五月中ニ於テ八九割ヲ

下ルモノ無之様整理ヲ遂クヘキ旨予テ内訓致置候処、他局トノ關係及各署ノ均衡ヲ保ツ為メ必要有之候ニ付、当分専ラ八割ヲ下サ<sup>(ママ)</sup>ル程度ニ於テ各種織物ヲ通シ最モ正確ニ整理ヲ遂クヘク、其ノ以上ノ整理方ニ付テハ更ニ時期ヲ定メ示達スヘシ

五月中に課税価格を課税標準価格の九割にまで引上げる案から突然八割を下回らない範囲までにと下方修正した理由は、いうまでもなく「他局トノ關係及各署ノ均衡ヲ保ツ為メ」である。そしてこの下方修正は、大蔵省主税局による次のような国内の課税状況を見通した指針に基づくと考えられる。

下方修正を指示した直後の六月六日、東京税務監督局長は、同月二日付の若槻礼次郎大蔵省主税局長の書翰と、課税標準価格の全国一斉実施を同年七月一日よりと厳命する内牒とともに各税務署に示した<sup>(12)</sup>。

拝啓 陳は本月二日付ヲ以テ織物消費税課税価格ノ儀ニ付及内牒候次第有之候処、右八課税価格ノ認定各地一様ナラス、且ツ概シテ低位ニ居リ、甚シキハ實際取引価格ノ五割又ハ六割位ニ当ルモノモ有之様聞及候故、課税ヲ公平ニスルト同時ニ、予算ノ目的ヲ達スルコトニカメ度趣旨ニ出テタルモノニ有之、主税局ノ望ム所ハ該内牒之趣旨ニ依リ、来ル七月以後ハ全国ニ於ケル課税ノ標準価格ハ少ナクとも實際取引価格ノ八割以上ニ在ラシメムトスル次第ニ有之候条、御含ノ上主税局ノ希望力現実ト相成候様御取引有之度、此段申進候也 敬具

明治三十八年六月二日

若槻主税局長

池袋東京税務監督局<sup>(長殿カ)</sup>宛

追テ標準価格ノ矯正ハ各地一斉ニ実施スルニ非ラサレハ其ノ目的ヲ達スルヲ得サル次第ニ付、七月一日ヨリハ必ス該内牒ノ如ク相行ハシ候様御留意相成度候

主秘第二八二号

織物消費税実施ノ状況ニ依レハ其ノ課税価格ハ實際ノモノニ比シ稍低

位二居リ、且ツ各地認定ノ均一ヲ欠クヤニ被存候処、課税ノ公平ヲ期シ且ツ予算ノ維持ヲカムルカ為メニハ、此際全国ノ取扱ヲ一定スル必要有之候故、左記各項御含相成、尔今一樣ノ取扱方ニ出候様致度此段及内牒候也

- 一 取引価格ノ明カナルモノハ取引価格ニ依ルコト
- 二 取引価格ノ明カナラサルモノハ生産費ニ利益トシテ其ノ五分ヲ加ヘタルモノヲ以テ課税価格トスルコト  
生産費トハ原料代、染賃、工費及雜費ヲ謂フ
- 三 製造人ノ申告価格カ前二項ニ依ル価格ニ対シ一割以内ノ差ニ止マル場合ニ於テハ申告価格ヲ是認スルコト
- 四 来ル七月一日ヨリ総テ前記ノ取扱ヲ為スモノトシ、今日ヨリ之ニ至ルノ準備ヲ為スコト  
準備トハ徐口ニ価格ノ認定ヲ高ムルナリ、又ハ当業者ニ予告スルナリ、総テ急激ノ変更トナラサル様勉ムルコトヲ謂フ

大蔵省主税局長による指示の要諦は、課税価格の評定方法の統一、標準価格に対する課税価格の八割以上確保、課税標準価格の全国的設定と三つあるといえる。

課税価格の評定方法の統一については、引取価格が明らかに課税価格の一割以内にある場合は是認という東京・宇都宮両局の協定内容を確認し、不分明な引取価格は生産費に五分を加えた価格を課税価格とする方針や急激な変更を避け漸次的に引き上げるなどの事項を加えて、これらを全国統一的な課税価格の評定方法と定めたことである。

課税標準価格に対する課税価格の八割以上確保については、課税の公平を確保するという普遍的な理由とともに、次のように時局的な理由を指摘することができよう。すなわち大蔵省が五月段階で掌握した全国の課税価格は低価格な傾向にあり、隔絶した場合には引取価格の五割から六割も下回るころもあって、この低価格状態のまま課税を遂行すると「予算ノ目的ヲ達」せられない事態、つまり税収不足による戦時財政の危機が予測された。危機を



回避し戦時財政の補完という非常特別税法の目的を完遂するためには当面、課税標準価格の八割以上確保が不可避と決断されたのである。

課税標準価格の全国的設定については、課税価格の認定が全国的に一定でなかった点を指摘することができよう。したがって全国的に一定の課税を実現するためには、一定の認定の指標となる価格の設定が不可欠であり、かつ指標となる価格の全国一斉施行が条件であった。この全国的に一定な指標となる課税価格として、課税標準価格が設定されたと指摘できよう。

このように課税標準価格は、明治三十八年の二月税務署別織物製品名・平均価格などの調査、四月東京・宇都宮両局における課税標準価格の試行的設定、六月大蔵省主税局による全国的設定、七月全国一斉施行と、半年余りかけて段階的に導入された。そして課税標準価格は、織物消費税納税システムの中に課税価格の指標として位置づけられることになったのである。

(織物課税標準価格表)

ところで東京税務監督局と宇都宮税務監督局との協定の際に作成された織物価額表は、一覧表様式であった。同表は品名、等級、標本番号(標本は別添一著者注)産地名、生産費、標準価額、数量単位の各項目から構成され、さらに生産費の項目は、糸代、染代、工賃、合計の細項目からなる。品名は管内産地の主要な織物ごとに上・中・下と三等級に区分、併記されている。織物価額表は両局管内の評定価格を定める参考として臨時的に作成されたに過ぎなかったものの、欄内事項の大部分は次の個表様式による織物課税標準価格表に受継がれることになる。

織物課税標準価格表が課税事務の上で常設的に使用されはじめるのは、大正三年二月からである。同年二月の間税事務規程改正では、第六十八条「織物ノ価格八別二定ムル所ノ織物課税標準価格表ニ依リ申告セシムヘシ」として、織物価格の申告は大蔵省主税局が定める織物課税標準価格表に準拠して行うことを規定した<sup>(13)</sup>。

大蔵省主税局が定め各税務署に配布した最初の織物課税標準価格表は、租税史料館が保存するどこの税務署の例規類にも編綴されておらず、また個別

にも見出せない。理由は同表の運用が加除式で行われるため、新表が加わる度に既表が除却され廃棄されがちだからであるが、同表の改正などを指示する例規により復元すると次のようになる。

織物課税標準価格表は個表形式を採用している。個表は織物種類で大別され、織物種類は絹織物、綿織物、麻織物、毛織物、絹綿交織物、絹麻交織物、絹毛交織物、綿毛交織物、絹綿麻交織物、その他織物、と十種の区分があった。個表一枚は品名、種目、等級、単位、課税標準価格、適用区分、備考の各欄で構成され、さらに適用区分欄には織物品名の持つ特性に応じて、経糸ノ種類番手、緯糸ノ種類番手、組織ノ種類、柄合及組織、染色度合、織機ノ種類、幅、長、重量範囲などの細項目が設けられた。

大正三年二月以降、課税標準価格の変更は勿論、同表の新設、廃止および各欄や細項目の追加、改定、訂正、削除などの変更は、原則として税務監督局が税務署に配布する織物課税標準価格表の加除により実施された。税務署では織物課税標準価格表の逐次的な配布により管内および管外の個々の織物とその課税標準価格の変更などを掌握できるようになり、同表の課税事務上に占める位置は頗る重要であったといえよう。

- (7) 明治三十八年二月二十三日訓乙第一一一号「織物品名別平均価格申報ノ件」(『例規録』昭56東京2194-0000)。
- (8) 明治三十八年三月九日訓乙第一五九号「織物ノ価格ヲ定ムルニ付テハ低廉ニ失スルコトナキ様留意スルコト」(『例規録』昭56東京2194-0000)。
- (9) 明治三十八年四月十九日訓甲第七四号「織物課税価格八売買価格ニヨルコト又成ルヘク貯蔵場ヲ設ケ税金ヲ納付スル方法ヲ講スルコトノ件」(『例規録』昭56東京2194-0000)。
- (10) 明治三十八年四月二十八日間第一八五号「織物価格標本送付ノ件」(『例規録』昭56東京2194-0000)。
- (11) 明治三十八年五月三十一日訓乙第四八二号「毛織物以外ノ織物課税価格引上ノ件」(『例規録』昭56東京2194-0000)。
- (12) 明治三十八年六月六日訓申第一〇五号「織物消費税課税ニ関スル件」(『例規録』昭56東京2194-0000)。
- (13) 東京税務監督局「閏税務規程」(昭43東京0089-0001)。改正年月日は同事務規程の表紙に押捺された「横須賀税務署3年2月2日」付の收受印による。

### 3 納税事務補助と交付金制度

日露の戦局が小康状態にあった明治三十八年一月、大蔵省では税務監督局長会議と東京局管内税務署長会議を開催した。会議の目的は、目睫に迫った二月一日の第二次非常特別税法の施行に向けて、税法趣旨の徹底、税法の解釈と実施上の統一、戦時財政の重責を担う税務官吏に対する官紀振肅などにあった。

東京税務監督局管内税務署長会議に提出された会議事項は、「織物税二関スル大要」(全七条)「内地消費ノ織物取扱二関スル細目」(全十四条)「外国輸出織物二関スル件」(全六条)「雑件」(全十二条)と、多岐にわたり大部な構成であるが、このうち「内地消費ノ織物取扱二関スル細目」は、織物同業組合など民間納税施設による納税事務補助に関する詳解である<sup>(14)</sup>。

- 第一、 市場所在地ニ共同貯蔵場ヲ設ケシメ、各買継商ノ移入シタル織物又ハ製造人ノ織物ヲ貯蔵シ、納税未済ノ織物ヲ各所ニ散逸セサルコトニ注意スルコト、若シ共同貯蔵場ヲ特置シ難キ場合ハ各買継商ノ倉庫ヲ以テ貯蔵場トスルコト
- 第二、 小製造者点在スル地方ニ於テハ各町村、数町村又ハ町村内ノ部落毎ニ製造者ノ共同組合ヲ設立セシメ、産業上ノ改良発達ヲ企画スルノ機関タラシムルト同時ニ、該組合ヲ共同貯蔵場トシテ其ノ組合員タル各製造者ノ製造シタル織物ヲ取纏メテ前号ノ貯蔵場ニ移出セシメ、以テ製造者各自ニ市場又ハ買継商ニ持来ルノ煩勞ト、坪買人又ハセリト称シ各製造者ニ就キ織物ヲ買廻ル商人ニ売渡スノ不利益ヲ救フコト、若シ共同組合トシテ成立シ難キトキハ単ニ共同貯蔵場ノミヲ設ケシムルモ可ナリ
- 第三、 前二号ノ貯蔵場ニハ管理人又ハ理事者ヲ置キ織物ノ出入ヲ記帳セシムルハ勿論、納税上ニ関スル事務ヲ取扱ハシムルコト

- 第四、 第一号及第二号ノ貯蔵場ニシテ前号ノ記帳方及納税上ニ関シ不都合カ生スルノ虞ナシト認メタル場合ニ限り、製造人又ハ予メ承認ヲ受ケタル仲買人カ製造場又ハ他ノ貯蔵場ヨリ第一号及第二号ノ貯蔵場ニ移出セムトスルトキ、其ノ都度承認ヲ為スノ手續ヲ省略スルコト
- 第五、 買継商又ハ其ノ代理人、仲買人第一号及第二号貯蔵場ノ管理人、理事者又ハ製造人カ常ニ前号ノ確實ナル貯蔵場ノミニ移出スヘキコトヲ条件トシテ申請シ、且ツ其ノ者カ其ノ条件ヲ確守シ決シテ納税未済ノ織物ヲ他ニ散逸セシメサルノ信任ヲ置キ得ル場合ハ、予メ移出ノ承認ヲ為シ置クコト、但シ移出スル貯蔵場ハ必スシモーケ所ノミナルヲ要セス
- 第六、 買継商ノ代理人又ハ仲買人ニ第五号ノ承認ヲ与フルトキハ左記様式ノ承認書ヲ交付スルコト（様式省略 - 筆者注）
- 第七、 第一号ノ貯蔵場ヨリ問屋、小売商又ハ直接需用者ニ織物ヲ移出セムトスルトキハ書面ヲ以テ織物ノ種類、数量、価格、包装及個数若ハ概数ヲ税務署ニ届出シメ、税務署ハ之ニ納税済証印ヲ施スカ又ハ切符ヲ貼付シ徴税ノ手續ヲ為スコト、但シ納税上不都合ヲ生スルノ虞ナシト認ムル場合ニ限り切符ヲ交付シ置キ、翌日限り納税セシムルモ妨ケナキコト
- 第八、 織物ニ対シテ納税済ノ証印ヲ押捺シ又ハ切符ヲ貼付スルハ、畜ニ官民ノ手数ナルノミナラス織物ヲ汚損スルノ虞アルニ付、万止ヲ得サル場合ノ外総テ包装シ、其ノ一括シタルモノニ証印ノ押捺又ハ切符ヲ貼付スルノ方針ヲ執ルコト、但シ包装ハ種類ノ異ナル毎ニ可成各別トスルコト
- 第九、 第二号ノ貯蔵場ヨリ織物ヲ問屋、小売人又ハ直接需用者ニ引渡スモ、其ノ事項ヲ帳簿ニ詳細明瞭ニ記載シ納税上不都合ノ虞ナシト認ムルトキハ其ノ時々徴税ノ手續ヲ為サス、便宜毎月一回若ハ数回ニ分ケ納税セシムルモ妨ケナキコト

- 第十、 第二号ノ貯蔵場ノ設立ナキモ町村又ハ町村内ノ部落ニ総代又ハ管理人ヲ置キ、税務署ニ於テ確實ナリト認メタルトキ八前号ニ準シ徵税スルコト
- 第十一、 陸海軍其ノ他ノ官庁カ織物ヲ購入スル場合ニ於テハ官庁ヲ貯蔵場ト見做シ、實際購入ノ確定シタルモノニ対シ徵税ノ手續ヲ為スコト、但シ其ノ種類、数量、価格ノ通報ヲ受クルコト
- 第十二、 織物ニ染色、捺染、刺繍、其ノ他ノ加工ヲ為ス為メ第一号第二号ノ貯蔵場、第十号ノ場合ニ於ケル製造場、其ノ他確實ナリト認ムル製造人ノ製造場、若クハ貯蔵場ヨリ一定ノ場所ヘ移出スル場合ニ於テ不都合ノ虞ナシト認ムルトキハ、予メ移出ノ承認ヲ与ヘ置クコト
- 第十三、 会社及大製造場ニシテ正実ニ営業シ納税上不都合ヲ生スルノ虞ナシト認ムルモノハ、前各号ニ準シ可成寛大ノ取扱ヲ為スコト
- 第十四、 移出ノ都度納税セシムルハ官民ノ手数ノミナラス或ル場合ニ於テハ危険ノ虞アルヲ以テ、可成予メ担保物ヲ提供セシムルノ方針ヲ執ルコト

民間の市場や共同組合などに設けられる共同貯蔵場が織物消費税の納税施設である。納税事務に従事するのは、市場や共同組合が納税施設に設ける管理人である。管理人は織物の種類、数量、価格、包装、個数、概数などを詳細に記帳して納税施設に出入りする織物を総て管理し、織物の移出に際しては織物消費税を徴収して税務署に納付し、かつ納税済証印の申請、移出事務、担保物の提供など税法上の諸種な納税手続を執り行うのである。

すなわち民間納税施設が執り行う納税事務補助とは、個別納税者と税務署との中位に立って実施される納税事務の代理的業務であり、織物消費税納税システムの中では納税施設とともに重要な位置を占める税務事務といえる。

ところで織物組合では製品検査所などで織物検査などを実施し、あわせて納税事務の補助をも執り行うことになるわけで、組合の織物に関する事務量

が増えるほど納税事務補助量も当然増えることになる。しかしながら納税事務補助については施設や事務員、事務経費などの負担が過大であったにもかかわらず、税法施行当初から無償の事務であった。

これに対して大正八年（一九一九）三月三十一日、織物消費税法が改正され、それまで二十一条で構成されていた同法に、第二十二條として<sup>(15)</sup>、

政府ハ織物ノ製造者又ハ販売者ノ組織スル組合ニ対シ徵税上必要ナル設備ヲ為シ、又ハ徵收事務ノ補助ヲ為スヘキコトヲ命スルコトヲ得前項ノ組合ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ、其ノ取扱ヒタル織物中消費税ヲ賦課シタル織物ノ価額ノ千分ノ一以内ノ金額ヲ交付スルコトヲ得の事項が追加され、納税上必要な施設あるいは納税事務補助に関して交付金の支給条項が新たに設けられ、翌四月一日から実施に移された<sup>(16)</sup>。

交付金の対象となる織物組合には重要物産同業組合、産業組合、準則組合などがあった。織物組合などによる納税施設、納税事務補助とされるのは次の諸事項である<sup>(17)</sup>。

- 一 組合ノ管理スル織物集合査定場ヲ設備スルコト
- 二 右査定場ニ要スル一切ノ器具及消耗品等ヲ提供スルコト
- 三 組合事務員ヲシテ左ニ掲ケル徵税事務ノ補助ヲ為サシムルコト
  - (イ) 織物消費税納付金額ノ取纏
  - (ロ) 収税官吏ノ指揮ニ従ヒ査定済織物ニ納税済証印ノ押捺又ハ納税済証紙ノ貼付
- 四 織物引取価額申告書ノ下調査ヲ為スコト
- 五 其ノ他各地従来ノ慣習ニ依リ特ニ必要アリト認メタル事項

交付金制度の導入には、次のような理由が考えられよう。大正三年七月に第一次世界大戦が勃発し、同年後半から日本に対する欧州諸国の戦時需要が急伸張した。欧米向け輸出の急激な増大に促され、国内経済は同九年三月頃まで持続する稀な大好況時代を迎える。大戦景気中は、国際的な船舶不足から海運業が伸張し「船成金」が続出、造船業も高業績を示し、これらを先導にして各種機械工業、鉄鋼業が伸展し、化学工業が新しく勃興した。

好調な輸出を支えたのは生糸と綿糸などであるが、これらを基盤とする織物業も好況業種の一つであった。当期の主な織物産地の調査報告書に依拠して、織物業の好況ぶりをうかがってみよう<sup>(16)</sup>。

(久留米絨)

大正六年以来約数年ノ間戦時ノ好況ニ際シテ其需要頓ニ増大シ、従テ価格ノ如キモ戦前ニ於テハ普通品反当リニ円四、五十銭ニ過キサリシモノ、遂ニ反十円五十銭ノ高値ニ上リタル等斯界ハ異常ノ強調ヲ示シ、且生産高ノ如キモ大正八年ニハ急ニ百万反ヲ突破セル有様ナリシ

(備後織物)

当地方綿織物ハ大正五、六年度ノ交ヨリ著シク隆興シ、原料綿系統々昂騰セシニ拘ラス、大正六年夏物ノ如キ意外ナル好売行ヲ示シ、翌大正七年ヨリ大正八年ニ互リ綿糸漸騰ノ跡ヲ趁ウテ需要増大シ、織機ノ増加、工場ノ新設拡張盛ニ行ハレ、賃金ハ騰貴シ、製品価格ハ暴騰シ、投機的取引旺盛ヲ極メ、三、四月後渡ノ契約ヲ以テ注文ヲ受クルノ有様ヲ呈セリ

(伊予絨)

明治四十年財界反動後久シク百万反乃至百八十万反ノ産額ヲ以テ推移セシモ、大正八年ニハ一躍ニ百三十万反ニ達シタリ、左レト九年ノ反動期ニハ百六十万反ニ下リ、同年四月絨暴落時ニハ絨機業者全部一時休止ノ状態ニ陥リシ

(丹後縮緬)

戦前ニ於ケル丹後縮緬ノ年産額ハ大体数量ニ於テ二十万貫見当、価格ニ於テハ、九百万円見当ニ過キサリシカ、大正五年以来戦時好況ノ影響ヲ受ケテ数量、価格共ニ逐年遞増シ、大正八年ニ至リテハ数量四十一万貫、価格五千九百万円ニ上リ、数量ニ於テ戦前ノ約二倍、価格ニ於テ約七倍ニ当ル未曾有ノ生産高ヲ示シタリ

(米沢絹織物)

戦乱勃発後経済界ノ不況ニ因リ一時絹織物産額ヲ減少セリト雖トモ、

爾後財界ノ回復ニ伴ヒ産額漸増シ、最近ニ於ケル増加ノ特ニ著シキモノアリ、即チ大正六年中ノ絹織物産額八十三万二千余点、此價格九百二十万二千余円ニ達シ、大正五年ニ比シ数量ニ於テ十万六千余点、價格ニ於テ百八十一万余円ノ激増ナリトス

大戦景氣中に全国の織物産地に見られたこのような好況ぶりは、次ぎの全国織物総価額や織物消費税額でもうかがうことができる。五ヶ年半も続いた大戦景氣でも、全国織物総価額が飛躍的に伸張した大正六、七、八年を織物業界の繁忙な時期と見ることができる<sup>(19)</sup>。

|      | (全国織物総価額) | (同織物消費税額) |
|------|-----------|-----------|
| 大正3年 | 3億3000万円  | 1650万円    |
| 〃4年  | 3億8000万円  | 1590万円    |
| 〃5年  | 5億6400万円  | 1600万円    |
| 〃6年  | 7億2000万円  | 1970万円    |
| 〃7年  | 11億9000万円 | 2360万円    |
| 〃8年  | 20億0000万円 | 4000万円    |

大正七年七月一日、東京税務監督局は管内税務署で近年顕著に見受けられるようになったとして、織物の検査、査定、課税上の問題点を列挙しつつ、織物消費税取扱の是正と取締について次のように指令した<sup>(20)</sup>。

- 一、税法施行以来既ニ相当ノ歲月ヲ經過シタルニ拘ラス当業者ノ開廢、其ノ他雇人ノ異動等ノ為、法令ノ趣旨、検査ノ手續、殊ニ輸出織物ノ免税承認及之ヲ内地消費ニ変更スルトキノ課税方、並未納税織物ノ移出承認等ニ付申請、申告ヲ為スヘキ時期、方法、又ハ承認スルニ方リ税務署ノ指定セシ条件ノ文意等カ当業者ニ周知徹底シ居ラサル為、延テ不取締ニ流レ居ル向甚多シ、右八組合其ノ他ヲ利用シ各地方ニ適切ナル要項ヲ印刷、配付スルカ、講話的二法令ノ根基ヨリ其ノ取扱上ノ手續ニ至ルマテ敷衍説明スル等ノ挙ニ出テ、苟モ遺憾ナキヲ期スルノ措画アルヲ要ス

- 一、織物ニ関スル各種ノ組合(製造、販売、仲蔵、買廻、染色、加工、原料糸商等地方ニ依リ諸種ノ業体アリ是等総テラ云フ)ノ新設ヲ誘導



シテ、営業ノ改善、申請、申告其ノ他税務取扱上ノ統一ヲ図リ、又ハ既設組合ヲ利用シテ税務上ノ緊肅改善ヲ促スヘキ余地アリト認メラル、向少ナカラス

- 一、共同査定場若ハ納税場等へ移出シテ査定若ハ納税スル者ニシテ、曾テ税務署長ノ指定セシ条件ヲ励行セサル者アリ、又是等便宜扱ニ狎レ課税標準価格ノ等級ヲ下シテ査定ヲ受ケ、又ハ納税証印ヲ盗用シテ未納税ノ仮販売セル者アリ、素ヨリ地方ニ依リ事情ヲ異ニスルヲ以テ一律ニ論セラレサルモ、従来ノ査定又ハ納税方法、指定条件等ノ変改、査定場内ノ取締等ニ付テ相当査覈研究ヲ為シ、今一步ノ改善ヲ要スヘキ向アリ
- 一、織物主産地ニ於テ俗ニ下機ト称スル製造者、殊ニ自己ノ計算ノ下ニ於テ織物ヲ製造シ、単ニ販売方ヲ資格信用アル製造家ニ依托シ居ル織物製造者ニシテ、其ノ製造ノ申告ヲ為ササル者少ナカラス、右ハ夫々申告ノ手續ヲ為サシメ台帳ノ整理ヲ遂クヘキハ勿論、時ニハ相当ノ検査ヲ執行スヘキヲ要ス
- 一、織物主産地ニ於テ小製造家ナラサル織物製造者ニシテ、原料製品ノ受払ヲ記帳セサルモノ、又ハ其ノ之ヲ記帳スルモ放漫ニシテ事実ニ適合セサルモノ等、其ノ不統一ナルコト予想外ナルモノアリ、是等ハ夫々指示懇諭シテ検査上支障ナキ程度ニ記帳セシムルコト
- 一、年度ノ初メニ於テハ織物ノ受払現在ヲ調査シ、前検査簿ト新検査簿トノ系統ヲ明ニ為シ置クヘキニ、之ヲ力調査ヲ為ササル向少カラス、為ニ爾後ノ受払ヲ調査スルモ数量ノ基礎ナク徒ラニ形式ニ流れ、却テ当業者ヲシテ検査ノ間隙ニ乗セシムルノ機会ヲ与フルノ嫌アリ、取締上一段ノ注意ヲ要ス
- 一、織物製造者又ハ買継業者等ニ於テ其ノ引取価格ヲ記帳スルニ方リ事実ヲ詐記シ、ニ割引、三割引等ニ記載セル事例ニ乏シカラス、如此ハ取締上ハ勿論課税価格ノ標準算定上ニ都合ヲ生スヘキニ付、此際特ニ其ノ矯正方ヲ指示懇諭シ、場合ニ依リ其ノ甚シキモ

ノ八相当処分相成可然

一、織物ニ関スル検査実績ヲ見ルニ、村落副業的ノモノニ屢々臨検シアルニ、市街地專業製造場ニ臨ムコト少ナク、又工場組織ノ大製造場ニ臨検スルコト稀ナルニ反シ、小製造家ニ頻繁出張スル等ノ事実アリ、如此ハ本末輕重ヲ顛倒シタルノ方法ト認メラルルニ付注意スルヲ要ス

一、未納税織物加工中、染料其ノ他ノ原因ニ依ル毀損ノ場合ハ其ノ月日、数量、事由等ヲ明細ニ記帳セシメ、検査官吏臨検ノトキ承認ヲ受ケシメ置カサレハ、受払現在等頗ル乱雜ニ陥ルヘキ業体ノ工場ニ於テ何等如此方法ヲ講セサル向アリ、取締上夫々機宜ノ処理ニ出テラルルヲ要ス

一、織物検査簿ノ記載方極メテ不備不徹底ノモノ多シ、右八各地ノ営業状態ニ応シ参考録ヲ活用シ、夫々有効ニ検査事蹟ノ系統ヲ明瞭ニシ、取締上遺憾ナキヲ期スルヲ要ス、若シ組合等ト協議シ申請、申告書ヲ直ニ検査簿ノ一部ニ編纂スルコトヲ便宜トスル方法アラハ、是等八局ノ承認ヲ得テ夫々実施スルコトニ取運ハレ可然

一、当業者ニ便利ヲ与ヘムトセハ勢ヒ其ノ検査上ノ手續ヲ簡略ニスルコトヲ要シ、其ノ簡略ニセシ結果ハ課税若ハ取締上ニ多少ノ欠陥ヲ生スル虞ナキ能ハス、顧フニ手續ノ簡捷ヲ図リ然カモ取締ノ充実ヲ期セムコトハ、云フ可クシテ実施困難ノ問題ナルカ如シト雖、仔細ニ取引ノ実相ヲ穿チ且ツ従事官吏ノ斯務ニ対スル能率向上ヲ計リ、検査計画等ノ運行ヲ誤ラサレハ、当業者ニ苦痛ヲ与フルコト少クシテ、有効適切ナル検査執行方法ヲ案出セムコト必スシモ難キニ非サルヘシ、各其ノ地方ノ状況ニ鑑ミ著想ヲ新ニシテ研究措画スルヲ要ス

東京稅務監督局による指令事項は、輸出織物査定事務の趣旨徹底、織物組合による納稅事務補助の統一と改善、納稅施設における査定、課稅方法の改善、極小織物製造者に対する課稅の補完、帳簿記載の統一と記載の奨励、織

物検査簿の調査徹底、引取価格記載方の矯正、小製造場臨検偏重の回避、未納税織物の記帳徹底、織物検査簿明瞭記載方の徹底、課税手続の簡素化と有効適切な検査法の案出など、税務署事務と民間納税施設の納税事務補助と両様にわたり詳細である。

これらの中で納税事務補助の是正事項とされるのは、課税標準価格の等級不正記載、納税証印の盗用、製造の無申告、納税帳簿無記載や記載放漫、引取価格の詐記、未納税織物加工中毀損事項の記載不明瞭、織物検査簿記載方の不備不徹底などであるが、民間納税施設の納税事務補助に関するこのような是正事項の増大は、税務署による査定事務の増大に直結する。

税務署の査定事務が増大する温床として、大戦景気で驚異的に伸張する織物組合の業績と同時に、織物組合の活動を阻害し兼ねないほどに増加する納税事務補助の負担増を指摘することができよう。

したがって織物組合の活動に打撃を与えないで、税務署査定事務の効率を高めるためには、織物組合に対し納税事務補助の負担増に見合った代償を支給することにより負担を軽減し、また民間の納税事務補助という行為が、織物消費税納税システムの上で重責のあることを公的に明確にする必要があった。

すなわち織物組合などに対する交付金は、これを公的に制度化することで、納税事務補助の義務と責任を明確にして納税事務補助は正の一助とし、税務署査定事務の削減、さらには納税成績の向上につなげることを目的とするものであったと指摘することができるのである。

- (14) (明治三十八年一月)「税務監督局長会議席上二於ケル曾根大蔵大臣演説要旨」(『例規録』昭56東京2194-0000)。同史料は作成年月が不明であるが、曾根大蔵大臣の演説内容から三十八年一月初旬と判断した。なお同史料は本文で扱った東京税務監督局管内税務署長会議史料と同様で構成される。
- (15) 大正八年『法令全書』。
- (16) 交付金制度は大正七年第四〇回帝国議会にも織物消費税法中改正案として提出されたが、成立しなかった経緯がある(東京大学出版会『帝国議会衆議院議事速記録34 第四〇回議会 大正六年』1981年刊)。

- 
- (17) 大正八年四月七日間第一八九号「織物組合ニ対スル交付金下付ニ関スル件」(『例規通達(関税関係)』昭56東京2196-0000)。
- (18) 日本銀行調査局編『日本金融史資料 明治大正編』第23卷上(1960年刊)。
- (19) 織物総価額は内閣統計局編『日本帝国統計年鑑』(第40) 織物消費税額は『国税庁統計年報書 第100回記念号』(1976年刊)による。
- (20) 大正七年七月一日間第四二一号「織物消費税取扱及取締ニ関スル件」(『例規通達(関税関係)』昭56東京2196-0000)。

## まとめ

織物消費税は生活必需品に対する課税であったこともあり塩専売、通行税とともに三悪税に上げられ、長い間廃止運動が展開されたが、織物消費税については綿織物が反対運動の強い対象であった<sup>(21)</sup>。

綿織物は大正十五年に非課税なり、昭和六年には非課税の範囲がさらに拡大されたが、織物消費税反対運動は第二次世界大戦後も引き起こされ、同税が廃止されるまで続いた<sup>(22)</sup>。

生活必需品の織物は種類が極めて多く、製品も広汎であった。織物消費税実施一ヶ年半後の明治三十九年九月現在で、東京税務監督局が掌握した管内税務署の絹織物など織物種類と織物製品は次のように六種類二二四製品にもなる。同じ品名でも製織原料や等級が異なれば当然、異なる織物として取扱われる<sup>(23)</sup>。

( 厩橋署 ) 絹紡績葉囊地、絹紹織、絹繻珍織、絹紡績七子織、絹綿交織鼻緒地、絹綿交織片面鼻緒地、絹綿交織囊物地、絹綿交織囊物裏地、絹綿交織博多鼻緒地、絹綿繻珍織、瓦斯絹入縞物、瓦斯絹入一重男帯、絹綿交織博多帯、瓦斯絹入形縞男帯、瓦斯双子、瓦斯双子紺地、瓦斯双子縞八ツ紺地、綿縞縮、綿縞縮紺地、瓦斯勾配織、瓦斯勾配織紺地、綿撚双子、瓦斯双子縞八ツ、瓦斯甲斐絹縞物、綿白地縮、綿吉野織、綿撚紹織、紡績縞、紡績縞縮、紡績白無地縮、紡績縞八ツ、紡績中形地、紡績京棧双子、瓦斯シルケット七子織、瓦斯小倉縞物、瓦斯小倉鼻緒地、瓦斯七子鼻緒地、綿七子鼻緒地、綿一桙鼻緒地、紡績縞鼻緒地、紡績白地鼻緒地、紡績一桙鼻緒地、紡績漣織鼻緒地、紡績葛城織鼻緒地、瓦斯黒八丈、紡績小倉鼻緒地、紡績太地鼻緒地、瓦斯小倉袴地、瓦斯蒲団裏地、綿囊物地、綿織ツ、ク地、綿足袋底地、綿屑糸足袋底地、綿風呂敷地、天笠木綿、白金巾、綿コール天、綿縞綾織、紡績真地織、紡績雲斉織、紡績小倉袴地、紡績葛城織、瓦斯風通男帯、瓦斯一重男帯、瓦斯シルケット兵児帯、綿撚シルケット兵児帯、瓦斯女帯地、綿白女

帯地、綿撚兵児帯、紡績真田帯、紡績兵児帯、紡績小倉形縞帯、綿撚敷布、紡績敷布、紡績太地敷布、麻布、紡績敷布、麻綿交ツゝク、麻綿孺子織、毛綿セル、馬巢織、毛綿交モスリン、毛綿交兵児帯、瓦斯紙横中形地、毛綿綾織

(淀橋署) 洋傘地、鼻緒地

(青梅署) 絹太織、白斜子、黒斜子、黒八丈、黒八丈七寸幅、糸好、袴地  
武蔵平、絹綿交織夜具地、絹綿交織座蒲団、絹綿交織合羽地、綿夜具地、綿結城、綿玉川、綿座蒲団、綿苙織、綿柎木双子、綿京棧、綿晒縞、綿合羽地

(八王子署) 糸織、節織、銘仙、綾織、絹紡織、袴地、斜子、紹織、飛八丈、五寸帯地、三寸帯地、絹綿勾配織

(浦和署) 瓦斯甲斐絹、瓦斯上等双子、瓦斯並等双子、撚双子、瓦斯小倉袴地、並小倉袴地、瓦斯綸子、撚女袴地、瓦斯大幅裏地、降霜尺六、白小倉尺六、紺小倉尺八、紺小倉上尺六、瓦斯紋小倉、撚瓦斯紋小倉、絹綿紋小倉、絹綿上着尺地、青縞、白木綿、細白木綿

(川越署) 白斜子、絹紡白斜子、糸好、銘仙、撚双子、瓦斯八ツ、瓦斯双子、京棧、一本緋、青縞、地縞、瓦斯甲斐絹、京棧甲斐絹、京棧闇緋、瓦斯風通、瓦斯綸子、博多結城、瓦斯糸入、瓦斯綾物、糸入利久、無糸利久、黒八丈、京棧風通

(松山署) 糸好、玉絹

(大宮署) 秩父縞、秩父縞玉双子、秩父縞工風緋、座布団地、夜具地、白無地、兵児帯地、糸好絹、瓦斯縞

(忍署) 青縞、白木綿、足袋底

(岩槻署) 白木綿、瓦斯白木綿、白縞、蚊帳、幕地、木綿縮

(杉戸署) 白木綿

(松戸署) 縞木綿、紺木綿

(佐倉署) 紺木綿、縞木綿、白木綿

(東金署) 縞、布団地、瓦斯風通

(茂原署) 木綿浅黄、木綿緋、木綿布団縞、木綿紺無地、木綿縞

- (谷村署) 甲斐絹並幅、甲斐絹服裏地、甲斐絹傘地、兵児帯地  
 (猿橋署) 甲斐絹並幅、甲斐絹紋織、甲斐絹服裏地  
 (本庄署) 糸好、玉絹、生太織  
 (熊谷署) 糸好、玉絹、太織、相中  
 (銚子署) 絹綿交織縮縞、綿並縞、綿青縞、綿紺緋、綿白縞、綿浅黄縞、  
 綿蚊帳地、綿納戸縞、綿縞緋、綿白地、帆木綿、綿細味、綿縮紺縞、綿縮白  
 縞、綿白無地

また明治四十一年に指示された織物の定義では、「織物トシテ取扱モノ」  
 として、次の四七品種を上げ注意を促している<sup>(24)</sup>。

連製手拭、連製手巾、連製タオル、座蒲団地、袋物地ノ類、兵児帯、  
 シーツ、縁縫シタル毛布、ブランケット、織物ノ「フェルト」氈、  
 旅氈、地氈、麻氈、博多一寸帯、肩掛、腰帯、雨衣地、父多児塗布、  
 葛布、芭蕉布、鳳梨布、トンピヤン布、楮布、竹布、紙布、藤布、  
 帽子ノ鉢巻地、苗育布地、リボン地、額地、前垂地、座蒲団地、半  
 襟地、鼻緒地、網地、旗幟地、袋地、蚊帳地、頭巾地、簾織ノ窓掛  
 地、足袋底地、合羽地、篩絹地、ネクタイ地、腰巻地、熨斗目織、  
 由多加織、段通

さらに当該期（明治三十八年）の機業家数を求めると、著名な織物産地が  
 ある東京・埼玉・栃木・群馬・山梨の五府県合計では、8万6122戸にも  
 なる。製造家数合計値には下機などの極小の賃織製造者は含まないと見られ  
 るから、実際の製造者数ははるかに多い数となる<sup>(25)</sup>。

(製造家数)

|    |        |    |         |
|----|--------|----|---------|
| 東京 | 2762戸  |    |         |
| 埼玉 | 2万8848 |    |         |
| 栃木 | 1万4436 |    |         |
| 群馬 | 3万0593 |    |         |
| 山梨 | 9483   | 合計 | 8万6122戸 |

このように織物消費税は課税対象の織物も納税者も極めて広汎に存在し

たため、課税事務も極めて煩雑で執行の困難が予想された税目であった。しかしながら予測された危惧は、織物消費税納税システムの構築により氷解することになった。

すなわち多種多様な織物と課税価格に関しては課税標準価格を設定して統一化を図り、各地に多数散在する製造者の納税についても織物組合などの納税施設化を促して一本化し、また納税事務についても納税事務補助を納税施設に義務づけることにより困難性を解消したのである。そして納税事務補助の義務と重責は大正八年の交付金制度の創設でより明確となり、これによって織物消費税納税システムがより強化されたと考えることができるのである。

- 
- (21) 三悪税反対運動については、租税史研究家グループ編著『史料が語る租税の歴史』（1999年刊）を参照した。
  - (22) 第二次世界大戦後の織物消費税反対運動については「織物団地で高シェア確保へー八王子織物」（日本地域社会研究所編『日本の郷土産業2 関東』1975年刊）が、八王子織物産地の場合を取扱っている。
  - (23) 明治三十九年九月十八日間第七八一号「本年八月分織物査定価格、取引価格明細表送付ノ件」（『例規録』昭56東京2194-0000）。
  - (24) 明治四十一年七月九日訓甲第六三号「織物二関スル取扱方心得」（『例規録』昭56東京2194-0000）。
  - (25) 内閣統計局『日本帝国統計年鑑』（第26）による。